

平成30年度 建設工事の入札・契約等の方針

雲仙市の入札制度については、「透明性の高い、公正で適正な、市民から信頼される入札制度」の構築に向け、改革を進めています。これからも「市内建設業の育成」、「適正な条件設定のもとでの競争性・公平性の確保」を基本原則としつつ、雇用確保・拡大に寄与できる制度となるよう、社会情勢に即応した改革を進めてまいります。

1. 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格の見直しについて（方針）

過去の実績等を踏まえて、建築一式工事における制限付一般競争入札の参加に必要な資格を次のとおりとします。

競争入札に参加する者に必要な資格（建築一式工事）

	現 行	改 正
施工実績に関する条件	過去10年間に完成した <u>公共工事</u> の施工実績があること。	過去10年間に完成した <u>工事</u> の施工実績があること。

2. 市内営業所（本社を除く）に係る入札参加条件について（方針）

市内本社への発注を基本としながら、雇用面で市に貢献のある市内営業所について、一定の制限のもとでの入札参加条件を継続で試行します。

<基本方針>

市内本社への発注を基本とする。

ただし、競争性確保の観点から、市内営業所（本社を除く）、市外の営業所へと拡大する。なおその際、市民の常勤雇用従業員数等を考慮する。

当該年度中に公告する制限付一般競争入札において、建築一式工事を除く全ての工種の入札のうち2件まで入札に参加できる条件とする。

ただし、1件目の入札において落札をした者は、当該年度中は他の入札に参加できないものとし、同日に開札を行う入札に、2件の入札参加はできないものとする。（同日開札日の入札に1件の入札参加とする。）

共同企業体を対象とした大規模な工事等の入札においては、本方針によらず工事ごとに定める。

3. 工程表の提出時期等の変更について（改正）

工程表の提出時期等について、工程を計画するための時間の確保と書類の簡素化の観点から、請負金額毎に以下のように変更します。

なお、計画工程表の提出先は、工事担当課です。

請負金額	現行：提出時期		改正：提出時期	
	工程表	計画工程表	工程表	計画工程表
500万円未満	契約締結時	-	-	工事着手日の 7日前まで
500万円以上	契約締結時	工事の着手前 (工期始期日から 30日以内) ※施工計画書に含む	-	工事の着手前 (工期始期日から 30日以内) ※施工計画書に含む

※計画工程表の提出時期は、長崎県建設工事共通仕様書 1-1-5 計画工程表による。

なお、計画工程表は施工計画書の書類の一部です。

※計画工程表の様式は、当該工事に適した様式で作成して下さい。

そのため、請負金額 500 万円未満の工事においては、平成 29 年度までに契約締結時に提出されていたバーチャート式による作成方法も可能とします。

4. 建設工事成績評定等の対象金額の変更について（改正）

建設工事成績評定の対象金額について、評定項目の是正及び書類作成の軽減を図るため、施工計画書を作成する必要がある金額にあわせ、以下のとおり変更します。

また、あわせて建設工事施工プロセスチェックの対象金額も同様に変更します。

建設工事成績評定及び建設工事施工プロセスチェックの対象金額の改正

現 行	改 正
当初設計額 500 万円以上の工事	当初請負金額 500 万円以上の工事

5. 工事打合せ簿の取扱いについて（改正）

工事打合せ簿に概算金額を記載する箇所を追加することで、設計変更対象となる「指示」において、受発注者間で共有の認識を図り、その後の適切な契約変更を推進します。

なお、適用時期前に契約し施工中の工事において、適用することも可能とします。

6. 建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について（改正）

法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、社会保険等の未加入である建設業許可者等が、下請負人にならないよう取組みを強化します。

7. 適用時期について

平成30年4月1日から適用します。